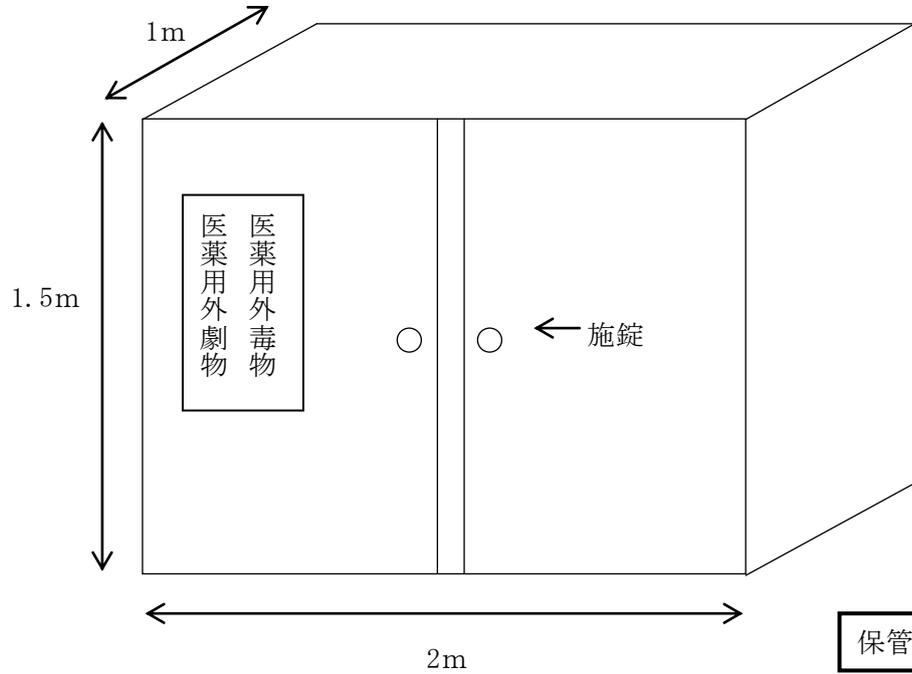
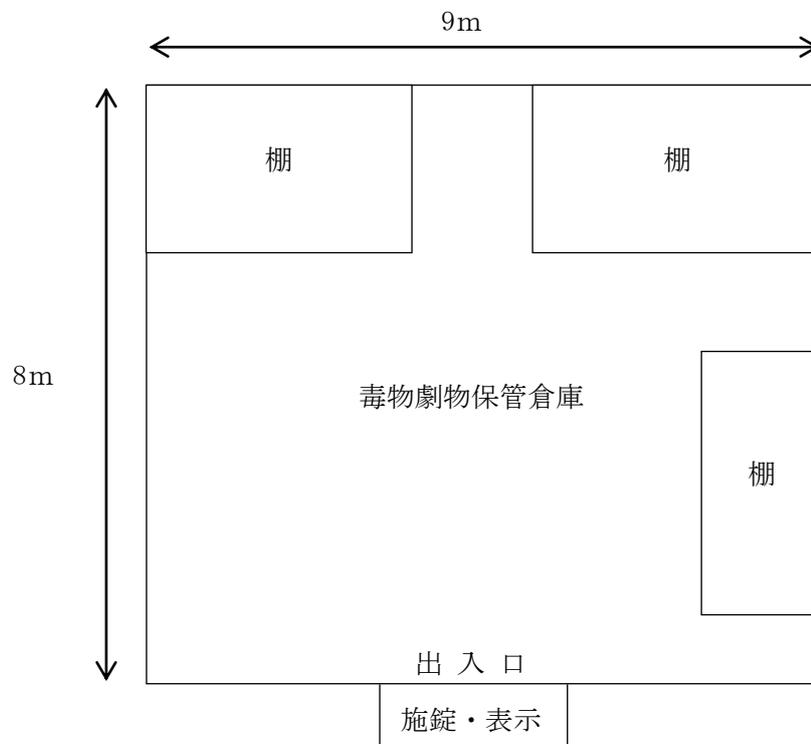


＜毒物劇物貯蔵設備の概要図の記載例＞

【例1：保管庫】



【例2：部屋全体】



扉に施錠及び表示  
床・壁：コンクリート

## <貯蔵設備の概要図 記載注意事項>

- ・施錠設備及び「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示箇所を記載すること。
- ・保管庫又は、床、壁の材質及び施錠について記載すること。
- ・出入口が複数箇所ある場合は、各々の施錠及び「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示箇所を記載すること。
- ・貯蔵設備の寸法を記載すること。

## <毒物劇物運搬車両の写真（運送事業の場合）について>

- ・0.3m平方の板に地を黒色、文字を白色として「毒」と表示した標識を、車両の前後の見やすい箇所に掲げていることが確認できるものであること。
- ・「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示が確認できるものであること。
- ・1回につき1000kg以上運搬する場合には、容器又は被包の外部に、その収納した毒物又は劇物の名称及び成分の表示がなされていることを確認できるものであること。